

『改訂増補 実務に役立つ 社会福祉法人の会計基準 Q&A』発刊 その1

かねてよりご案内していた改訂増補版が、2014年12月に発刊されています。

従来から、単に会計基準の説明で終わらず、『結局、どうしたらいいのか?』という実務の観点から説明しています。会計基準に明記されていないことまで取り上げた、まさに”実務に役立つ”本です。

”今までどこにも書かれていなかった説明”が満載です。

どうぞお手に取って、じっくりご覧ください。

増補した項目を2回に分けて、ご紹介します。

《序章 新会計基準の全体像》

Q序-4 財務諸表の修正

Q序-6 外部機関の専門家による**会計監査**の必要性

《第1章 総則》

Q1-2 利用者預り金の別途管理

Q1-3 施設の種類と**法人税法 34 業種**との関係

Q1-9 科目の具体的な使用

Q1-10 **ケアハウス**の長期預り金

Q1-11 **退職共済制度**の会計処理

Q1-12 公益事業・収益事業の元入金

Q1-13 運用指針の「勘定科目説明」(別添3)に記載のない勘定科目

Q1-16 注解2(2)による経過勘定の計上省略と基準本文の「すべての」との関係

《第2章 拠点区分・サービス区分》

Q2-1 **本部会計**は拠点区分かサービス区分か

Q2-2 **有料老人ホーム**と**老人デイサービス**事業

Q2-3 ケアハウスと**特定施設入居生活介護**

Q2-4 **保育所**と**老人デイサービスセンター**

Q2-5 同一種類施設の複数経営



- Q2-6 **児童養護施設と児童家庭支援センター**
- Q2-7 **認定こども園**
- Q2-8 **社会福祉協議会**の拠点区分・サービス区分
- Q2-9 **グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業**
- Q2-10 拠点区分と辞令

おわかりのように**《第2章 拠点区分・サービス区分》**は、すべてが書下ろしです。

拠点区分(基本となる会計の単位)をどう分けるかは、社会福祉法人にとってたいへん重要な事項です。なぜなら、拠点区分の設定次第で実務的な煩雑さがまるっきり変わってしまうからです。

拠点区分は、法人の意思で自由に決められるものではありません。その考え方は、新会計基準、新会計基準注解及び運用指針(以下、「基準」という。)に書かれており、目を通せば理解できる内容になっています。しかし、書きぶりがあまりにあっさりしているため、実務に落とし込んだときに『結局、どうなるのだろうか?』という疑問が必ず生じます。

拠点区分の分け方について、「基準」を形式的に捉えて出した結論と、実質を重視して出した結論が異なる場合があります。私たちも議論を重ねました。その結果、出来上がったものが、この原稿です。

新会計基準が各社会福祉法人へスムーズに導入されることによって、一層効率的な法人運営が行われ、事業に関する情報の充実や事業活動状況の透明化に役立つことを祈念しています。